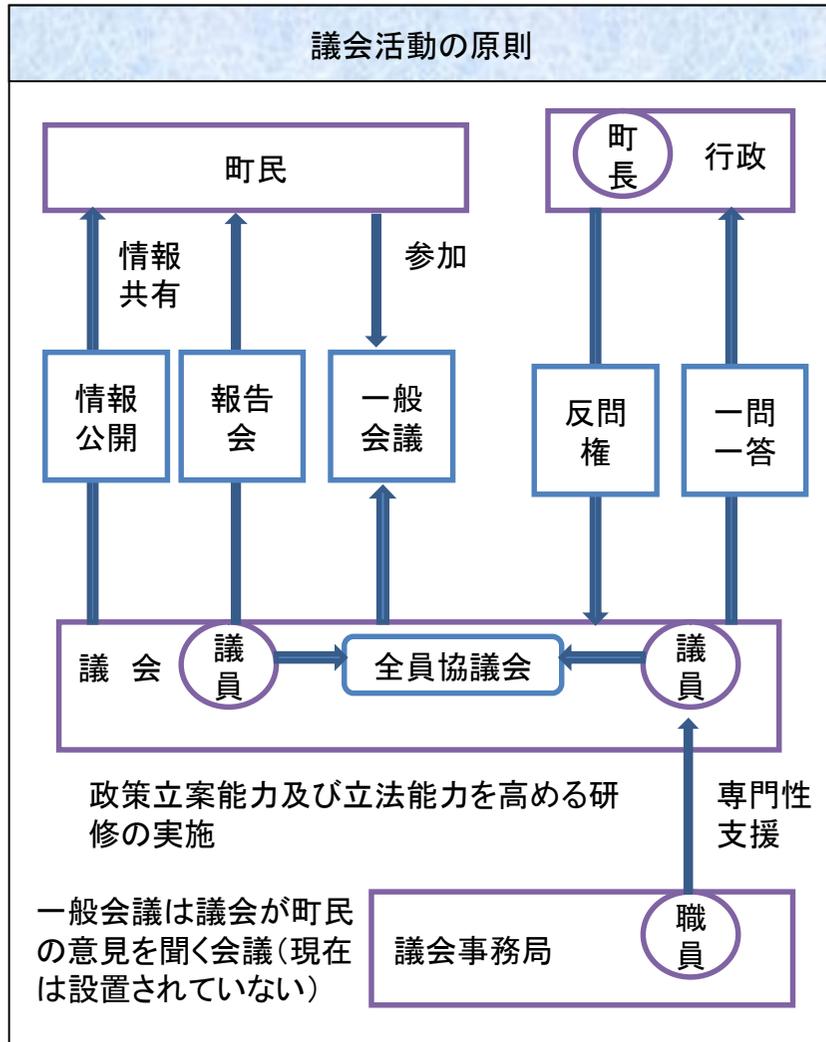


自治基本条例の概要
(議会・議員の責務等)

平成22年2月1日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤雅貴

自治基本条例の議会・議員の責務等 p58



ポイント

(1) 議会運営の規定の選択

パターン1: 議会運営は議会基本条例に委任する。

(議会の役割と責務)

第12条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、民意の把握、さらには、議会への町民参加を推進し、町民に分かりやすい、開かれた議会をめざします。

2 議会は、議員相互の自由討議により議論を尽くし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。

3 議会は、豊かなまちづくりの実現をめざし、町民が実感できる政策の提言・提案に努めます。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、本条に関し必要な事項は、**福島町議会基本条例(平成21年福島町条例13号)**に定めるところによります。

(議員の責務)

第13条 議員は、この条例の理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。(福島町まちづくり基本条例)

パターン2: 従来型

パターン3: 自治基本条例に議会運営を規定し、議会規則に委任。

(2) 議会は何に機関か

議会は「議決機関」なのか「議事機関」なのか

(3) 議会への信託の内容の確認

議会は市民の信託に基づくものであることを再確認が必要。

このような再確認が「自治体の発見」で、自治基本条例の形態としては重要な規定である。なお、「権限・責務」は信託内容である。

自治基本条例の(9)議会(議員)の責務と議会運営

(4) 議会は「役割と責務」なのか、「権限及び責務」なのか、「責務」なのか

「役割」と「権限」は同じ意味合いで、権限と言うと露骨なので、役割と言っている場合が多い。しかし、市民の場合は「役割」は「責務」の言い換えであったので、市民と議会で異なる使い方は避けた方がよい。議会への信託内容である「権限」を再確認する場合は町長との整合をとる必要がある。また、新たな議会への信託内容を再定義する規定として「責務」を分けて規定する場合もある。さらに、信託内容をすべて「責務」とするところもある。

(5) 議会及び議員の責務、議会運営に「…に努める」努力規定を用いない

努力規定は「やらない」に等しいので、やらないことを自治基本条例に規定するのは避けるべきである。

パターン3の場合

(6) 町民と議会の関係規定(議会運営の中に市民との情報共有や市民参加の具体化)

- ①議会主催の一般会議を設置
- ②参考人制度及び公聴会制度の活用
- ③請願及び陳情時の町民意見を聴く機会の設定
- ④町民、町民団体、NPO等との意見交換の政策会議の場の設定
- ⑤重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表
- ⑥議会モニターの設置
- ⑦議会報告会の開催が情報共有や市民参加

(7) 議会と町長との関係規定

- ①一問一答の方式、
- ②反問権、
- ③首長が予算案及び決算を議会に付議する場合は分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成、
- ④議決事項の追加

自治基本条例の議会・議員の責務等

	下川町	白老町	白老町	苫小牧市	川崎市
議会	<p>(議会の基本的事項) 第19条 議会は、町民の直接選挙により選ばれた議員によって構成する下川町の意思決定機関です。 2 議会は、町の町政運営を監視し、牽制する機能を果たします。 3 議会は、法令の定めるところにより、条例の制定、改正、廃止及び予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有します。 (議会の役割と責務) 第20条 議会は、常に町民の意思が町政運営に反映されることを念頭において活動します。 2 議会は、その権限を行使することにより、下川町の発展及び町民の福祉の向上に努めます。 3 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、積極的に活動します。 4 議会は、町民の意思反映を図るため、下川町の施策の検討や調査等の活動として、町民との対話の機会を設けます。 5 議会は、町民からの請願や陳情等に対し、必要に応じて提出者と意見を交換する機会を設けます。 (情報の公開) 第21条 議会は、議会が保有する情報を公開するとともに、町民との情報の共有を図り、開かれた議会運営と町民への説明責任を果たすように努めます。 2 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報保護に努めます。</p>	<p>(議会の役割と責務) 第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町民の意思を決定する役割を有します。 2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。 (議会の権限) 第16条 議会は、条例の制定、改正や廃止等の立法の権限を有します。 2 議会は、予算、決算、財産や政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。 3 議会は、執行機関に対する調査や監査請求等の監視の権限を有します。 (議員の責務) 第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。 2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。 3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。 (議会の組織) 第18条 議会の組織や議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。 (議会の会議) 第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視と積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。</p>	<p>2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。 3 議長や委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問や意見を述べさせることができます。 4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不適当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。 (議会活動の充実) 第20条 議会は、調査権の行使や町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。 2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。 3 議会は、会期外においても、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究に努めます。 (議員等の能力向上) 第21条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力と審議能力を高めるための研修を充実します。 2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実に図るための情報や資料を整備します。 3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。</p>	<p>(議会の役割) 第10条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。 (議会の運営) 第11条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。 2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。 3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。 4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。 (議員の責務) 第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。 2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。</p>	<p>(議会の設置) 第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。 (議会の権限及び責務) 第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。 (議員の責務) 第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。</p>

自治基本条例の議会・議員の責務等

	上越市	上越市	ニセコ町	ニセコ町	八雲町	八雲町
議会	<p>(市議会の権限) 第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。</p> <p>(市議会の責務) 第8条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。</p> <p>(1) 市の意思決定機能 (2) 市政運営の監視機能 (3) 政策立案機能 (4) 立法機能</p> <p>2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。</p> <p>(1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。 (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。</p> <p>3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則（以下「自治の基本原則」という。）にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。</p>	<p>(市議会議員の責務) 第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。</p> <p>2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。</p> <p>3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。</p> <p>(1) 自らの議会活動 (2) 市政運営に関する自らの考え</p>	<p>第6章 議会の役割と責務</p> <p>(議会の役割) 第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。</p> <p>2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。</p> <p>(議会の責務) 第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p>(議会の組織等) 第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p> <p>(議会の会議) 第20条 議会の会議は、討議を基本とする。</p> <p>2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。</p> <p>(会議の公開) 第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。</p>	<p>(議会の会期外活動) 第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。</p> <p>2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。</p> <p>(政策会議の設置) 第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。</p> <p>2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。</p> <p>(議員の役割及び責務) 第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。</p>	<p>第7章 議会</p> <p>1 議会の設置 (1) 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を設置します。</p> <p>2 議会の役割 (1) 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。 (2) 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければならないとします。 (3) 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。</p> <p>3 議会の権限 (1) 議会は、八雲町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。 (2) 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。</p> <p>4 議会の責務 (1) 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。 (2) 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。</p> <p>5 議員の責務 (1) 議会の議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければならないとします。 (2) 議会の議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めるものとします。</p>	<p>(3) 議会の議員は、政策立案能力、立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努める責務を有します。 (4) 議会の議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努める責務を有します。 (5) 議会の議員は、八雲町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めるものとします。</p> <p>6 議会運営 (1) 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。 (2) 議会の会議、委員会等は、原則公開とします。ただし、公開することが適当でない場合は、その理由を公開し、非公開とすることが出来ます。 (3) 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めるものとします。</p>

(参考) 栗山町議会基本条例の規定

町民と議会との関係規定	議会と町長との関係規定
<p>(町民参加及び町民との連携)</p> <p>第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。</p> <p>3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。</p> <p>6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。</p> <p>8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。</p> <p>9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。</p>	<p>(町長等と議会及び議員の関係)</p> <p>第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。</p> <p>2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>(町長による政策等の形成過程の説明)</p> <p>第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 政策等の発生源(2) 検討した他の政策案等の内容(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討(4) 総合計画における根拠又は位置づけ(5) 関係ある法令及び条例等(6) 政策等の実施にかかわる財源措置(7) 将来にわたる政策等のコスト計算 <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>(予算・決算における政策説明資料の作成)</p> <p>第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(法律第96条第2項の議決事項)</p> <p>第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画(2) 栗山町都市計画マスタープラン